

歴史からひも解く

相続

秀吉



関ヶ原の戦いは豊臣家の
壮大な相続争い
だった？

えっ、
まじで？



目次

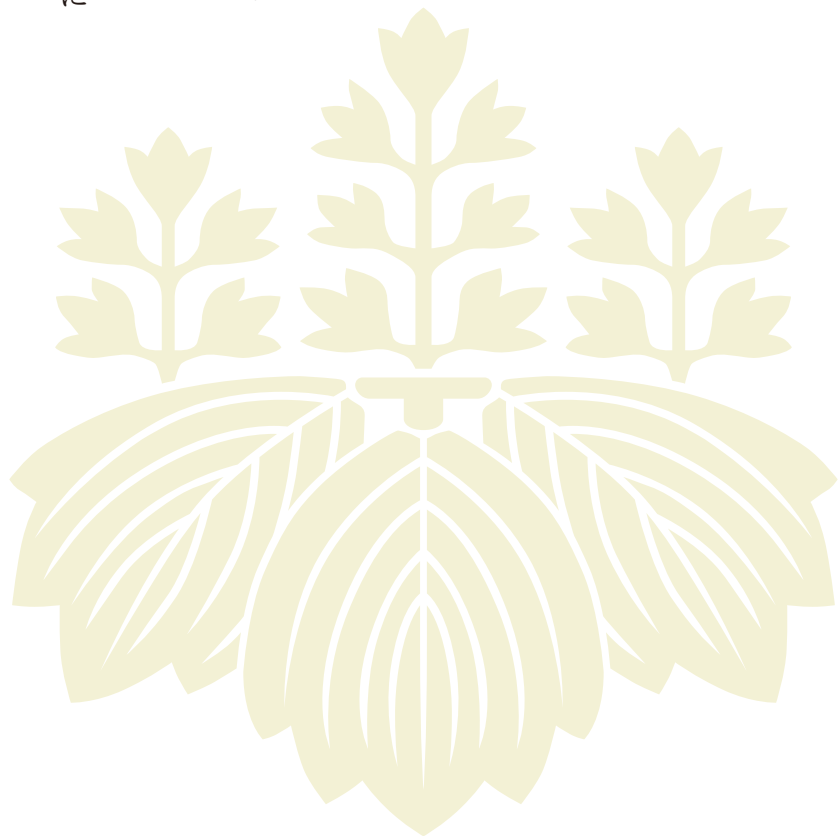
関ヶ原の戦いは豊臣家の壮大な相続争いだった!?	3
いざ合戦へ	3
豊臣家の人間模様	4
秀吉亡き後の争い、その実は相続争い?	5
相反する二人の思い	6
関ヶ原、その後	7
もし秀吉が現代に生きていたら	7

関ヶ原の戦いは豊臣家の壮大な相続争いだった!?

慶長五年九月一五日(一六〇〇年)に行われた「関ヶ原の戦い」は、その後の徳川家康による江戸幕府開府につながる天下分け目の戦いとされるが、実は正妻と非嫡出子との相続争い、いわゆる「争族」だったのではないか、という見方もある。

いざ合戦へ

慶長五年九月一五日早暁、東西それぞれ八万余の軍勢が岐阜県不破郡関ヶ原で睨み合う中を、福島正則(東軍)と宇喜多秀家(西軍)とが激突。戦いの火ぶたが切られた。両軍とも奮戦し互角の戦い。初戦に参戦していなかった毛利秀元・小早川秀秋ら西軍の諸将が東軍の側面から攻撃すれば、西軍の優勢は明らかとなるはずであった。だが、毛利秀元は東軍に内応した吉川広家に阻まれて動けず、小早川秀秋は東軍に寝返って大谷吉継・吉治に攻めかかり、さらには小早川に呼応した脇坂安治ら西軍諸将が一斉に東軍に寝返って戦況は一変。時に正午過ぎ、ここに関ヶ原の戦いの帰趨はほぼ決定した。



豊臣家の人間模様

豊臣秀吉の妻は、後に高台院と称される北政所(寧々、ねね、あるいはおねとも言われるが、正しい名前は不明)。二人は当時としては珍しい恋愛結婚だが、残念なことに二人の間には子ができなかった。このため、豊臣秀次(甥、秀吉の姉の子)、小早川秀秋(義甥、北政所の兄の子)、宇喜多秀家(血縁関係はないが、秀吉の養女である前田利家の娘を妻とし、一族として遇せられる)をはじめ、多くの養子・養女をとっていた。また、北政所は加藤清正、福島正則などの若い家臣らの世話も熱心に見ていたようだ。

ところが、秀吉の側室となった淀殿(茶々、浅井長政と市の長女、織田信長の姪)との間に、天正一七年(一五八九年)に鶴松が、また文禄二年(一五九三年)には秀頼が生まれたことから、秀吉が秀次を処刑するなど豊臣家を秀頼に継がせたいとの意向を明確にするにつれて、北政所と淀殿との間は次第に険悪なものになっていった。

秀吉はたくさん女性の関係を持っていたにもかかわらず、子ができたことはなかった。にもかかわらず、当時としては高年齢に属する五〇歳を超えてから、淀殿との間にのみ二人の子が生まれたことは不自然として、実の父親は秀吉ではなく、一説には石田三成あるいは大野治長ではないか、と噂されていた。



秀吉亡き後の争い、その実は相続争い？

慶長三年八月(一五九八年)に秀吉が没すると、北政所は淀殿と連携して秀頼の後見にあたるようになったが、権力は次第に淀殿に集中していった。これに不満を募らせ、慶長四年九月(一五九九年)には、大阪城を追われる形で京都に転居。一方で、武将らの対立(軍事面で寄与してきた「武断派」と、戦闘よりも政治実務を得意とする「文治派」との争い)により、五大老の徳川家康と五奉行の石田三成との争いが表面化し、三成が家康討伐を唱えて挙兵、家康の家臣が守る伏見城を攻撃する事態となった。

淀殿は、表面上は中立的な立場を取りつつも陰では三成に通じる動きを見せた。一方の北政所は加藤清正、福島正則ら幼いころからわが子同様にしてきた大名らに徳川家康率いる東軍への参陣をうながした。その陰には、北政所に対する徳川家康からの強い働きかけがあったと言われる。北政所からすると、秀吉の遺児と言われながらも出生に疑いがある秀頼より、次第に影響力を増しつつある家康に協力したほうが、若いころから親身に世話をしてきた福島正則らにとつて、さらには「豊臣家」自身にとつても望ましいのではないかとの判断に至ったものと推測される。

特に、裏切りにより関ヶ原の戦いで東軍の勝利を決定づけた小早川秀秋は北政所にとっては実の甥であり、また養子として三歳のころから育ててきた関係である。黒田長政(東軍)から秀秋への「我々は北政所様の為に動いている」との書状も残されており、



秀秋にも北政所からの働きかけがあったと考えるのが自然だ。こうしてみると、関ヶ原の戦いから大坂の陣に至る豊臣・徳川の戦いは、豊臣秀吉の遺産を独り占めしようとした淀殿・豊臣秀頼母子に対し、北政所は配偶者としての権利(相続分)を確保しようとした、壮大な相続争いとみることも可能だろう。

相反する二人の思い

一方、東軍に寝返った小早川秀秋にも思いがあったろう。秀秋はそもそも北政所の甥であり、豊臣家の後継者としては豊臣秀次に継ぐ地位にあるとされていた。それが秀頼の誕生を機に小早川家の養子として豊臣家を出されることとなった。さらに、所領である筑前(福岡県)を召上げられて石高が半減する形で越前(福井県)に転封され、筑前の代官には石田三成が指名されている。秀秋から見れば、豊臣家を追われたばかりか、所領まで奪われる形となったわけで、自身も秀吉の養子として遺産を相続する権利があるとの思いを募らせていたものと思われる。その思いは、秀吉の死後に旧領に復帰しても変わらなかった。

同じ養子であっても宇喜多秀家はもともと豊臣家の親族ではなかったため秀吉の遺産に関する期待が低かったこと、また石田三成同様に秀吉の寵愛を受けていたこと、妻の実母である芳春院(前田利家の妻)が徳川家康の命により人質として江戸に送られていた等、家康に対する反感の方が強かった。



関ヶ原、その後

関ヶ原の戦いの後、北政所は高台寺に隠棲するが、家康からは、かつて秀吉から与えられていた所領を上回る、大名並みの約二万七千石の所領を安堵され、寛永元年九月六日（二六二四年）に七六歳とも八三歳ともいわれる生涯を静かに閉じた。北政所の遺産は、実家から養子に迎えた木下利次（甥の子、豊臣・羽柴の姓を禁じられたため木下に復姓し、その後旗本として徳川家に仕えた）により相続された。

小早川秀秋は、関ヶ原の戦いでの論功行賞により所領を倍増させる形で岡山に移封された。しかし、わずか二年ほどで病気を発し、二二歳の若さで急死する。跡継ぎがなかったため小早川家は断絶した。関ヶ原の戦いで東軍に寝返ったことを気に病んでの自殺との説もあるが、真偽の程は定かではない。

もし秀吉が現代に生きていたら

現在の法律では、被相続人（亡くなった人）に配偶者（戸籍上の夫または妻）がいる場合、配偶者は必ず相続人として遺産を相続することができます。配偶者のほかには、子、直系尊属（両親・養父母）、兄弟姉妹の順に相続人となり、配偶者と子が相続人となる



場合の相続分は配偶者が二分の一、子が二分の一で、子が複数いる場合には均等に分割します(以前は嫡出子と非嫡出子との差がありました。現在は平等です)。

もしも被相続人が全財産を子に相続させ、配偶者には何も相続させないことを希望して遺言を遺したとしても、配偶者には遺留分として遺産の四分の一について権利がありますので、配偶者が相続を希望する限りは全財産を子に相続させることはできません。

このため、もしも豊臣秀吉が現代に生きていたとするなら、全財産を豊臣秀頼に相続させる旨の、五大老らを遺言執行者とした遺言書を残したとしても、配偶者である北政所は遺留分侵害額請求により遺産の四分の一を確保することができることになります。戦前は、家に属する財産を家督相続人が一括して承継する「家督相続」という制度がありましたが、現在は相続人が均分相続することが基本となっています。

現実には相続人全員が満足できる遺産分割は困難であり、分割方法を巡ってしばしばトラブルが発生します。相続争いは遺産の分け方を巡る争いです。争いを避けたいのであれば、まずは相続人らが納得する分割方法を考えることが大切でしょう。

相続の相談はこちら

名称 : プレミアサロンうらわ

電話番号 : 048-886-8011

所在地 : さいたま市浦和区高砂一丁目16番12号 アトレ浦和 West Area 4階

取扱業務 : 相続・遺言信託・事業承継・資産活用などの各種ご相談

営業時間 : 年中無休※ 平日11:00~21:00、土日・祝日11:00~19:00

※年末年始、アトレ浦和の休業日は除きます

完全予約制(下記予約ページからご予約いただけます)

<https://premier.resv.jp/reserve/calendar.php>

※プレミアサロン(リンク)では相続に役立つ情報を配信しています

<https://www.saitamaresona.co.jp/premiersalon/index.html>

※当電子書籍は掲載日時点の税制・関係法令などにに基づき記載して制作したものです。

今後税務の取り扱いなどが変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は

将来にわたって保証されるものではありません。